

IPO が出願人の先行技術調査(AQS)の法定化の撤廃を求める書簡を提出
～出願前の先行技術調査は義務化すべきではないと主張～

2007年12月13日
JETRO NY 澤井、中山

米産業界を代表する知的財産権者協会(IPO)は、Leahy 上院司法委員長(民、バーモント)宛てに、特許改革法案の特定条項の削除を求める書簡¹を11月29日付で提出したことを、12日付デイリーニュースにより明らかにした。同書簡では、特許改革法案(S1145)²の第11条として規定される、出願人の先行技術調査報告、関連情報、特許性に関する分析の提出を義務付ける「Applicant Quality Submissions」(AQS)条項の削除を求めている。

同書簡によれば、ブッシュ政権はかかる AQS 条項を支持³するものの、それ以外に賛同する者は殆どなく(little)、IPO のメンバーからは誰一人として支持する者はいないと指摘。IPO は AQS の問題点として、不公正行為を根拠に不当な攻撃(unwarranted charge)を特許権者が被る危険性を高め、更なる訴訟コストを生じさせるとともに、イノベーターを特許制度の利用から遠ざけてしまうと指摘。併せて、現行の特許改革法案における不公正行為条項の改正に触れ、「重要性(materiality)」の基準として「Important to a reasonable patent examiner」との規定ぶりでは、問題の軽減には繋がらないとしている。同団体のメンバーの多くは出願前の先行技術調査が最良のプラクティスであると認めつつも、こうした理由から、法定化は避けるべきとして、同条項の削除を求めている。

なお、同書簡の署名人である Adler 会長は、かねてより出願人自らによる先行技術調査の重要性を唱えてきたところ⁴。同会長の任期は今年末までであり、明年1月より、P & G 社の Steven W. Miller 氏の就任が内定している(任期は2年間)。

IPO は当初より特許制度改革を支持してきた主要団体の1つであるが、個々個別の規定ぶりについては、米産業界を代弁し、種々注文を付ける⁵など中立的な立場⁷に傾きつつある中、今般、AQS 条項及び不公正行為条項のみを特出し、修正を求めてきた点は注目できる。なお、同デイリーニュースによれば、上院での審議が来年1月末から2月頃に行われる可能性があると報じている。

(了)

¹http://www.ipo.org/AM/Template.cfm?Section=Legislative_Action_Center&CONTENTID=16943&TEMPLATE=/CM/ContentDisplay.cfm

²<http://www.ipo.org/AM/Template.cfm?Section=Home&TEMPLATE=/CM/ContentDisplay.cfm&CONTENTID=16325>

³http://www.ipo.org/AM/Template.cfm?Section=Legislative_Action_Center&TEMPLATE=/CM/ContentDisplay.cfm&CONTENTID=16067

⁴2006年9月14日付け知財ニュース「IPO 会長、特許の質向上に向け出願人による事前先行技術調査の必要性を主張」を参照

⁵http://www.ipo.org/AM/Template.cfm?Section=Legislative_Action_Center&TEMPLATE=/CM/ContentDisplay.cfm&CONTENTID=16207

⁶9月9日付け IPO ボード決議等を参照

⁷2007年9月29日付け知財ニュース「特許改革法案に対する米産業界・法曹界の姿勢に変化」を参照